

不妊治療保険診療の改善を求める要望書

令和6年3月吉日

参議院議員 和田 政宗殿



NPO 法人 Fine～現在・過去・未来の不妊体験者を支援する会～

理事長 野曾原誉枝

〒135-0042 東京都江東区木場 6-11-5 サニーコーポ・K201 号室

TEL: 03-5665-1605 / FAX: 03-5665-1606 / E-MAIL: fine-riji@j-fine.jp

URL: <https://j-fine.jp/>

私ども「NPO 法人 Fine (ファイン)」は、不妊体験をもつ当事者によるセルフ・サポートグループです。私どものもとには 2004 年の発足以来、たくさんの不妊当事者の声が届けられ、当事者の周囲の方々からの応援をいただきながら、不妊患者が正しい情報に基づいて自身で納得して選んだ治療を安心して受けられる環境づくり等のためにさまざまな活動を行なってきました。

不妊治療について人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」が 2022 年 4 月より健康保険適用になり、子どもを授かりたいと願うカップルが治療を始めやすくなり、多くの不妊当事者から経済的な負担が減ったという喜びの声が届きました。一方で、保険適用の運用改善を望む不妊当事者の声が増えてきており、年齢にかかわらず、自費診療で続けるか選択に悩んだり、治療の継続を断念せざるを得ないケースが増えています。

そこで、2024 年 4 月に不妊治療の保険適用の「診療報酬改定」が実施されるにあたり、当事者にとってより良い改定内容となるよう、この要望書を提出いたします。

また私どもは、この要望のために署名活動を実施し、4 か月で 10,000 筆以上が集まりました。同時に意見や要望も大変多く寄せられており、同じ思いを持つ不妊当事者やその周囲の方々の方々の多さや不妊に関心のある方々の関心の高さがわかりました。この集まった署名と意見等もあわせて厚生労働省へ提出いたします。このたびの診療報酬改定に是非とも反映していただき、不妊当事者が安心して治療が受けられる環境となりますよう、お願い申し上げます。

【要望項目】

1. 保険適用の年齢・回数制限の撤廃もしくは緩和
2. 保険診療と併用できる先進医療の対象拡大もしくは混合診療の実現

◆要望の背景

1. 保険適用の年齢・回数制限の撤廃もしくは緩和

- ・現在、体外受精や顕微授精での保険適用には女性の年齢制限（43 歳未満）や回数制限（40 歳未満 6 回まで、40 歳～43 歳未満 3 回まで）という制限があります。その制限等を少しでも超えて治療する場合は、すべてが自費診療になり、高額な費用が必要になります。
- ・この年齢・回数制限は、他の一般的な疾病には無い制限や条件であり、その点では、同じ国民として不平等感があります。
- ・Fine が実施した「保険適用後の不妊治療に関するアンケート 2022」で、「年齢制限と回数制限」両方撤廃希望が 42%、「回数制限」のみ反対が 36%、「年齢制限」のみ反対が 6%と現在の年齢・回数制限に 84%が反対しているという結果でした。

(https://j-fine.jp/prs/fineprs_hokentekiyougo_anketo-2022_release.pdf)

- ・「保険診療で治療中、回数制限があることで残り回数へのカウントダウンされているような焦り、プレッシャー、不安が生じている」という精神的負担が増えている声や、「回数を超えてしまったら経済的に子どもをあきらめざるを得ない」という声があります。さらに、「若い年齢でも必ずしも良好胚が 6 個獲得できるとは限らない」、「流産が続く場合も回数制限が負担になっている」という医療者からの声、「制限があるため不安でそもそも不妊治療に踏み込むことができない」、「凍結胚があるが二人目以上の不妊治療が年齢制限でできない」という声などが多く聞かれている現状があります。

2. 保険診療と併用できる先進医療の対象拡大もしくは混合診療の実現

- ・不妊の原因により保険適用外の治療や薬剤が最初から必要な場合、保険適用の治療を受けてもなかなか妊娠できなければ身体に合わせた治療の検討が行なわれ、保険適用外の治療や薬剤も必要になる場合があります。現在保険外診療でも厚生労働大臣が承認した先進性の高い医療技術の先進医療であれば保険診療と併用して実施できることになっていますが、承認されている先進医療はとても限られています。
- そして、保険診療と保険外診療（先進医療を除く）を併用する混合診療は法律（健康保険法）で禁止されているため、保険適用外の治療や薬剤の投与が一つでも行なわれると、その治療に係る費用の全てが自費診療となってしまう、高額な費用が必要になります。
- ・「自分にあった治療のためひとつでも保険適用外の治療を受けたらすべて自費負担になってしまいつらい」、「思うように治療が受けられない、お金が貯まるまで治療を休む必要がある」、などの声が多くあります。

今回の要望について

これらの保険適用に関わる「条件」や「制限」によって、経済的負担や精神的負担が増加しています。

もともと不妊治療は高額なため、保険適用となっても数万円の治療費が必要です。保険適用に伴い、国の特定不妊治療費助成事業は終了しました。Fine が実施した自治体アンケート「不妊・不育症患者への自治体独自の支援体制アンケート調査」では、2022 年度 10 月当時は、自治体独自の「経済的助成制度」を新たに創設・開始しているのは全都道府県の 4 割で、全てではありませんので、当事者にとっては居住地によって経済的負担に差が出るなどの不平等な現実もあります。（ https://j-fine.jp/prs/prs/fineprs_Jichitai-chosa2023.pdf ）

この制限や条件を撤廃することは、すべての年齢の不妊患者にとって、経済的・精神的な負担軽減につながります。

2024 年の診療報酬改定で、より良い改定となり、年齢に関係なく不妊当事者が安心して治療が受けられる環境が整うよう切に願います。